

平成17年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要														
<p>◎予算 (17件) 総務局</p>	<p>平成17年度三重県一般会計予算 平成17年度三重県交通災害共済事業特別会計予算 平成17年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 平成17年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 平成17年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計予算 平成17年度三重県中央卸売市場事業特別会計予算 平成17年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 平成17年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 平成17年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 平成17年度三重県港湾整備事業特別会計予算 平成17年度三重県流域下水道事業特別会計予算 平成17年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 平成17年度三重県水道事業会計予算 平成17年度三重県工業用水道事業会計予算 平成17年度三重県電気事業会計予算 平成17年度三重県病院事業会計予算 平成16年度三重県一般会計補正予算(第6号)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>17件</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">議案 70件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>89件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	予 算	17件	}	議案 70件	条 例 案	37件	その他議案	16件	報 告	19件	計	89件		
予 算	17件	}	議案 70件													
条 例 案	37件															
その他議案	16件															
報 告	19件															
計	89件															

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (37件) 総務局	人事行政の運営等の状況の 公表に関する条例案	<p>地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものである。            (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任命権者は、毎年8月31日までに、知事に対し、前年度又はその年の4月1日の人事行政の運営の状況として、任免及び職員数に関する状況等を報告しなければならない。</li> <li>・人事委員会は、毎年8月31日までに、知事に対し、前年度における業務の状況として、競争試験及び選考の状況等を報告しなければならない。</li> <li>・知事は、毎年9月30日までに、人事行政の運営等の状況を、三重県公報に登載するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</li> </ul>
総務局	知事、副知事及び出納長等 の給与の特例に関する条例 案	<p>県の財政状況を考慮し、知事、副知事及び出納長等の給与を減額するための特例を定めるものである。            (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年4月1日から平成19年3月31日までの間において、知事、副知事及び出納長、教育長、常勤の監査委員、公営企業管理者、大学の学長並びに管理職手当を支給される職員の給与を減額する。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	三重県高等学校等修学奨学基金条例案	<p>経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者に対する奨学金の貸付事業に要する経費の財源に充てるため、三重県高等学校等修学奨学基金を設置するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金には、一般会計歳入歳出予算の定める額を積み立てる。</li> <li>・基金は、経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者に対する奨学金の貸付事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。</li> </ul>
防災危機管理局	三重県国民保護協議会条例案	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第8項の規定に基づき、三重県国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。</li> </ul>
	三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例案	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び同法第183条において準用する同法第31条の規定に基づき、三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部の組織等に関し必要な事項を定める。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
生活部	三重県個人情報保護条例及び三重県情報公開条例の一部を改正する条例案	<p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行にかんがみ、個人情報の適正な管理のための措置等についての規定を改正するとともに、三重県個人情報保護条例の実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えるものである。</p> <p>(平成17年10月1日、公布の日、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内で規則で定める日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県個人情報保護条例の実施機関に、公安委員会及び警察本部長を加える。</li> <li>・実施機関及び実施機関から委託を受けたものが個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることを義務付ける。</li> <li>・実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するなどの罰則を設ける。</li> </ul>
地域振興部	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(平成17年4月1日、公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての市町村が処理することとされている漁業法に基づく事務及び漁船法に基づく事務に係る規定を削除する。</li> <li>・農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。)等の事務を処理する市町村に四日市市及び鳥羽市を加える。</li> <li>・租税特別措置法の規定による所轄税務署長への通知(上記農地転用の許可に係るものに限る。)の事務を処理する市町村に四日市市及び鳥羽市を加える。</li> <li>・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正に伴い、尾鷲市が処理することとされている同法に基づく事務に係る規定を削除する。</li> <li>・松阪市及び桑名市の特定行政庁への移行に伴い、建築基準法等に基づく申請書、届書その他の書類の受理に関する事務を処理することとする市町村から松阪市及び桑名市を除く。</li> <li>・三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく適合証の交付、勧告及び立入調査等の事務を処理することとする市町村に松阪市及び桑名市を加える。</li> <li>・三重県生活環境の保全に関する条例に基づく土壌又は地下水の特定有害物質による汚染に係る届出の受理、公表及び勧告等の事務を四日市市が処理することとする事務とする。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
総務局	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案	<p>児童相談事務に係る組織の見直しに伴い、県民局への併置機関等に係る規定を改正するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所を県民局の併置機関から除くとともに、児童相談事務に係る県民局の所管区域についての規定を削る。</li> <li>・「三重県中央児童相談所」を「三重県中勢児童相談所」に改める。</li> </ul>
	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案	<p>平成17年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局等の職員の定数の改正を行うものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員定数を改める。</li> </ul>
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の趣旨等に係る規定を整備するものとする。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	<p>労働組合法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。</li> </ul>
総合企画局	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>年功的な要因による給与水準の上昇を適切に抑制するため職員の昇給停止年齢を引き下げるとともに、地方自治法の一部改正に伴い規定を整備するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇給しないこととする職員の年齢を、55歳以上(現行58歳以上)に引き下げる。</li> <li>・「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。</li> </ul>
総合企画局	三重県発電用施設周辺地域振興基金条例及び三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例案	<p>三重県発電用施設周辺地域振興基金及び三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金に属する現金の確実な保管を図るため、繰替運用についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる条例において、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県発電用施設周辺地域振興基金条例</li> <li>(2) 三重県発電用施設周辺地域企業立地資金貸付基金条例</li> </ol>

区 分	件 名	概 要
総務局	三重県手数料条例の一部を改正する条例案	<p>薬事法等の一部改正に伴い、手数料についての規定を整備するものである。  (平成17年4月1日、公布の日等から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <p>(1) 手数料の追加及び削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬事法関係</li> </ul> <p>(2) 手数料の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店営業許可申請手数料関係</li> <li>・特殊車両通行許可申請手数料関係</li> <li>・砂利採取計画認可申請手数料関係</li> <li>・建築基準法関係</li> <li>・保育士試験手数料関係</li> </ul>
農水商工部	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案	<p>凝集反応による検査方法等の見直しに伴い、家畜の検査に係る手数料を改正するものである。  (平成17年4月1日、公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凝集反応による検査の手数を400円(現行200円)とする。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
県土整備部	三重県道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例案	<p>市町村の合併の進展にかんがみ、道路占用料等に関する関係条例の規定を改正するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる条例において、市町村の合併により市の区域となった区域(当該市町村の合併が行われた日の前日において町村の区域の全部又は一部であった区域に限る。)内に係る道路占用料等については従前の町村区域を町村の区域とみなして徴収する経過措置について、適用対象となる道路占用料等を平成18年度分(現行 平成17年度分)までとするとともに、市町村の合併の期限を平成18年3月31日(現行 平成17年3月31日)までとする。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県道路占用料等徴収条例</li> <li>(2) 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例</li> <li>(3) 三重県河川流水占用料等徴収条例</li> <li>(4) 三重県海岸占用料等徴収条例</li> </ol>
警察本部	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案	<p>道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 (平成17年4月1日、規則で定める日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 手数料の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法関係</li> </ul> </li> <li>(2) 手数料の区分の変更等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法施行令関係</li> </ul> </li> <li>(3) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務の性質上理由がある場合には、既に納付された手数料を還付する</li> </ul> </li> </ol>



区 分	件 名	概 要
総務局	三重県県税条例の一部を改正する条例案	<p>法人事業税等の賦課徴収に関する事務の一部を三重県津総合県税事務所長に委任するため、規定を整備するものである。 (平成17年4月1日、公布の日等から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人に係る事業税及び県民税の徴収金の賦課徴収に関する事務について、三重県津総合県税事務所長に委任する。</li> </ul>
健康福祉部	<p>三重県立小児心療センターあすなる学園条例の一部を改正する条例案</p> <p>三重県立公衆衛生学院条例の一部を改正する条例案</p> <p>三重県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例案</p>	<p>児童の良好な入院環境を確保するため、三重県立小児心療センターあすなる学園の定員の改正を行うものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種自閉症児に係る定員を56人(現行80人)に改める。</li> </ul> <p>経済的理由によって授業料の納付が困難な者等について授業料の減免等を行うため、規定を整備するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料の減免等についての規定を整備する。</li> </ul> <p>薬事法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県薬事審議会の設置についての規定を整備する。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
健康福祉部 つづき	三重県結核診査協議会条例の一部を改正する条例案	<p>結核予防法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・結核診査協議会の設置等についての規定を整備する。</li> </ul>
	興行場法施行条例の一部を改正する条例案	<p>健康増進法第25条の規定にかんがみ、興行場の喫煙所の設置基準についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・興行場内での喫煙を禁止し、その旨を場内の適当な所に掲示する場合にあっては、喫煙所を設けることを要しないものとする。</li> </ul>
農水商工部	三重県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する等の条例案	<p>地方分権改革推進会議の意見を踏まえ、農業改良助長法の一部改正に伴い、三重県地域農業改良普及センター条例の規定を整備し、三重県改良普及員資格試験条例を廃止するとともに、三重県水産業改良普及員資格試験手数料条例を廃止するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県地域農業改良普及センターに係る規定を整備する。</li> <li>・次に掲げる条例を廃止する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県改良普及員資格試験条例</li> <li>(2) 三重県水産業改良普及員資格試験手数料条例</li> </ol> </li> </ul>

区 分	件 名	概 要
農水商工部 つづき	三重県卸売市場条例の一部を改正する条例案	<p>卸売市場法の一部改正にかんがみ、地方卸売市場における物品の品質管理の高度化、市場取引の規制緩和等を図るため、三重県卸売市場整備計画、業務規程等についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成17年4月1日、平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県卸売市場整備計画で定めるべき事項に、物品の品質管理の高度化及び地域拠点市場に関する事項を加える。</li> <li>・地方卸売市場の業務規程で定めるべき事項に、物品の品質管理の方法及び委託手数料に関する事項を加える。</li> <li>・地方卸売市場開設許可申請手数料等を改める。</li> </ul>
	三重県中央卸売市場条例の一部を改正する条例案	<p>卸売市場法の一部改正にかんがみ、中央卸売市場における取引規制の緩和、適正な品質管理の推進、卸売業者による取引情報の公表内容の充実等の措置を講ずるための規定を整備するとともに、必要な改正を行うものである。</p> <p>(平成17年5月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場外での販売行為の禁止など、卸売業者等の取引に関する規制を緩和する。</li> <li>・卸売業者等は、規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。</li> <li>・卸売業者は、取引の方法別に、主要な品目の卸売予定数量等を公表しなければならない。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	<p>平成17年度における公立学校の学級編制及び教職員定数の改善等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校職員定数を改める。</li> </ul>
	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>年功的な要因による給与水準の上昇を適切に抑制するため、職員の昇給停止年齢を引き下げるものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇給しないこととする職員の年齢を、55歳以上(現行58歳以上)に引き下げるものとする。</li> </ul>
	三重県文化財保護条例等の一部を改正する条例案	<p>文化財保護法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次に掲げる条例において規定を整備するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三重県文化財保護条例</li> <li>(2) 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例</li> <li>(3) 三重県文化財保護審議会条例</li> </ol> </li> </ul>

区 分	件 名	概 要
企業庁	三重県水道供給条例の一部を改正する条例案	<p>水道事業の円滑な維持運営を図るため、基本料金等の料率を改定するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北中勢水道及び南勢志摩水道の基本料金等の料率を改める。</li> </ul>
警察本部	三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案	<p>警察法施行令の一部改正及び市町村の合併の進展にかんがみ、警察本部の所掌事務並びに警察署の名称及び管轄区域について改正を行うものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察本部の警務部及び刑事部に所掌事務の追加を行う。</li> <li>・三重県員弁警察署の名称を三重県いなべ警察署に改める。</li> <li>・三重県津警察署及び三重県久居警察署の管轄区域の変更を行う。</li> <li>・三重県上野警察署の名称を三重県伊賀警察署に改めるとともに、同警察署及び三重県名張警察署の管轄区域の変更を行う。</li> </ul>
	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処する等のため、警察職員の定員の改正を行うものである。 (規則で定める日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官及び警察官以外の職員の定員を改める。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	<p>市町村の合併の進展にかんがみ、店舗型性風俗特殊営業の禁止地域等についての規定を整備するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗型性風俗特殊営業等を営んではならない地域について、いなべ市、志摩市及び伊賀市に係る規定を整備する。</li> <li>・店舗型性風俗特殊営業等の広告等を制限すべき地域について、いなべ市、志摩市及び伊賀市に係る規定を整備する。</li> </ul>
防災危機管理局	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案	<p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等の施行に伴い、武力攻撃災害等派遣手当についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害等派遣手当についての規定を整備する。</li> </ul>
農水商工部	三重県農業振興対策審議会条例及び三重県水産業振興対策審議会条例を廃止する条例案	<p>三重県農業振興対策審議会及び三重県水産業振興対策審議会の運営状況等にかんがみ、三重県農業振興対策審議会条例及び三重県水産業振興対策審議会条例を廃止するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p>
環境森林部	三重県林業振興対策審議会条例を廃止する条例案	<p>三重県林業振興対策審議会の運営状況等にかんがみ、三重県林業振興対策審議会条例を廃止するものである。 (平成17年4月1日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
環境森林部 つづき	三重県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例案	地方分権改革推進会議の意見を踏まえ、森林法の一部改正に伴い三重県林業改良指導員資格試験条例を廃止するものである。  (平成17年4月1日から施行)
◎その他議案 (16件) 総務局	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について	全国自治宝くじ事務協議会に静岡市が加入することについて全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年三重県告示第301号)の一部を変更するものである。  (平成17年4月1日から施行)
地域振興部	町村の廃置分合について	関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について  関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に静岡市が加入することについて関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年三重県告示第302号)の一部を変更するものである。  (平成17年4月1日から施行)
	町村の廃置分合について	地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成18年1月10日から、南牟婁郡紀宝町及び同郡鶴殿村を廃し、その区域をもって南牟婁郡紀宝町を置くものとする。

区 分	件 名	概 要
地域振興部 つづき	市町村の廃置分合について	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 17 年 11 月 1 日から、伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村を廃し、その区域をもって新たに伊勢市を置くものとする。
環境森林部	林道関係建設事業に対する市町村の負担について	平成 17 年度において行う林道関係建設事業は、市町村内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ経費の一部を当該市町村に負担を求めるものである。
農水商工部	県営農水産関係建設事業に対する市町村負担について	平成 17 年度において県の行う農水産関係建設事業は、市町村内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町村に負担を求めるものである。
県土整備部	土木関係建設事業に対する市町村の負担について	平成 17 年度において県の行う土木関係建設事業は、市町村内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町村に負担を求めるものである。



区 分	件 名	概 要
県土整備部	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）維持管理に要する費用の市負担の改定について	<p>北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第1項の規定により、平成17年度から平成19年度までの関係市の負担を定めるものである。</p> <p>1 関係市 四日市市、鈴鹿市、亀山市</p> <p>2 負担金 一般排水：流入水量1立方メートルにつき 90円 特定排水：流入水量1立方メートルにつき 107円</p>
防災危機管理局	防災関係建設事業に対する市町村等の負担について	平成17年度において県の行う防災関係建設事業は、市町村内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町村及び消防組合に負担を求めるものである。
総務局	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成16年12月6日で事務受託をする団体） 桑名市</p>

区 分	件 名	概 要
総務局 つづき	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。 （平成17年1月1日で事務受託をする団体） 松阪市
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。 （平成17年1月11日で事務受託をする団体） 亀山市
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。 （平成17年2月6日で事務受託を廃止する団体） 楠町
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。 （平成17年2月13日で事務受託を廃止する団体） 大宮町 紀勢町 大内山村

区 分	件 名	概 要
総合企画局	三重県新エネルギービジョンの変更について	新エネルギーを取り巻く状況変化に的確に対応するため、平成12年3月に策定した三重県新エネルギービジョンの全部を変更するものである。
農水商工部	出捐について	伊勢湾の資源回復を目的とした栽培漁業の推進を図るため、財団法人三重県水産振興事業団が創設した基金に出捐するものである。
◎報告 (19件) 総務局	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	平成16年10月5日志摩市阿児町鶴方地内の国道260号において発生した南勢志摩県民局県税部(税務室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 161,700円

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年11月16日名張市夏見地内の交差点において発生した伊賀県民局保健福祉部(保健衛生室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 36,097 円
環境森林部	専決処分の報告について (損害補償の額の決定及び 和解について)	平成16年10月22日に鈴鹿市西条6丁目地内の県道鈴鹿環状線において発生した北勢県民局生活環境森林部(環境室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 79,548 円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年8月18日鳥羽市大明西町地内の市道において発生した南勢志摩県民局志摩建設部(総務・管理・建築室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 31,651 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年9月7日伊勢市下野町地内の市道において発生した南勢志摩県民局伊勢建設部(宮川下水道室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 0円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年10月14日名張市赤目町長坂地内のホテル駐車場において発生した伊賀県民局建設部(総務・管理室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 56,608円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年10月22日名張市上小波田地内の国道165号において発生した伊賀県民局建設部(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 74,445円

区 分	件 名	概 要
警察本部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 13 年 11 月 21 日熊野市有馬町地内の国道 42 号において発生した鶯殿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 7,151,105 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 7 月 19 日四日市市赤堀地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,951,902 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 7 月 29 日伊勢市宮町地内の市道において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 10,644 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 10 月 20 日伊勢市大世古地内の市道において発生した、伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 147,200 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 10 月 22 日松阪市駅部田町地内の市道において発生した、松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 10,000 円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成 16 年 6 月 21 日名張市布生地内の県道布生夏見線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 191,100 円

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年6月22日安芸郡安濃町大字草生地内の県道亀 山白山線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に 係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 310,921 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年9月5日名張市中知山地内の県道名張曾爾線に おいて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 439,700 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成16年9月29日南牟婁郡紀和町大栗須地内の県道熊 野川紀和線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故 に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 247,080 円



区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成16年10月8日名張市中知山地内の県道名張曾爾線 において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 46,985 円</p>
	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成16年10月20日亀山市川崎町地内の国道306号 において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 43,680 円</p>
<p>出納局 警察本部</p>	<p>議会の議決すべき事件以外 の契約等について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約 【契約名称】 三重県財務会計・予算編成支援システム用 機器等の賃貸借に関する契約 【契約金額】 1,616,580,000 円</p> <p>【契約名称】 指紋自動識別システムの賃貸借契約 【契約金額】 241,920,000 円</p>